

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します。

大任町及び大任町農業委員会は、現農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期が令和8年7月19日に満了することに伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します。農業に関する知識と熱意を持ち、農地利用の最適化等の職務を適切に行うことができる方を募集します。

委員の役割

■農業委員

農地法等の権限事務について、審査及び決定を行います。具体的な内容は次のとおりです。

- ① 農業委員会総会（通常月1回開催）の場において、農地法等の権限に基づく事項を審議
- ② 農地法等に基づく申請内容についての調査等
- ③ 農地利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消）の調整等

■農地利用最適化推進委員

担当する地区において、担い手農家への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等の活動を行います。具体的な内容は次のとおりです。

- ① 担当する地区内（大行事2名、今任原2名）の農地法等の申請内容及び農地の利用状況についての調査等
- ② 農地利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消）の調整等

募集委員数 ・農業委員 10名
(認定農業者が定員の3名以上、農業に利害関係の無い者1名)
・農地利用最適化推進委員 4名

募集期間 令和8年3月2日（月）～令和8年3月31日（火）

職務内容 農地の権利移動や転用に係る許認可業務、遊休農地の発生防止・解消等にかかる活動等。

推薦・応募の資格

農業に関する識見を有し、農地利用の最適化の推進に関する事、その他の農業委員会の所掌に属することに関し、その職務を適切に行うことができる人で、次のいずれにも該当する者。

- (1) 大任町に住所を有する者（特別な事情がある場合はこの限りではない）
- (2) 農業委員会等に関する法律第8条第4項に規定する者以外の者
 - 破産手続き開始の決定を受けて復権を得てない人以外の者。
 - 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人以外の者。

※法令上兼職が禁じられている職があります。（固定資産評価員等）

任期	農業委員 令和8年7月20日～令和11年7月19日 農地利用最適化推進委員 令和8年7月20日～令和11年7月19日
受付時間	役場開庁日の午前8時30分～午後5時00分
応募方法	次の書類に必要事項を記入し、農業委員会へ提出して下さい。 ●応募用紙または推薦用紙 ●履歴書(写真付) ※書類は大任町役場農業委員会および田川農協大任支所に備付、 町ホームページからダウンロードできます。 ※個人による推薦は農業者など3名以上の推薦者が必要です。 ※メールおよびFAXによる提出は受付不可。 ※推薦、応募状況については住所・連絡先以外の情報は公表される 場合があります。
選考方法	候補者選考委員会において応募又は推薦の理由、年齢、地域等を考慮し 審査します。
問合せ先	〒824-0512 田川郡大任町大字大行事 3067 大任町農業委員会事務局 ☎ 63-3001